

新旧対応表

改正後	現行
(前略) (情報の選定及び報告) 第3 情報選定専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち、情報評価委員会で調査すべき情報及び東京都が都民へ速やかに提供すべき情報を<u>選定する</u>。その結果を情報評価委員会の委員に周知するとともに、直近の情報評価委員会で報告する。 2 情報選定専門委員会は、<u>前項前段の情報が収集され、選定が必要であると委員長が判断した際に、直近の情報評価委員会の前に開催することができる。</u> 3 情報選定専門委員会において情報を選定する際に取り扱った食品等の安全性に関する資料は、情報評価委員会に報告する。 (後略)	(前略) (情報の選定及び報告) 第3 情報選定専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち、情報評価委員会で調査すべき情報及び東京都が都民へ速やかに提供すべき情報を<u>選定し、その結果を</u>情報評価委員会の委員に周知するとともに、直近の情報評価委員会で報告する。 2 情報選定専門委員会の<u>開催は、概ね四半期に1回程度とする。</u> 3 情報選定専門委員会において情報を選定する際に取り扱った食品等の安全性に関する資料は、情報評価委員会に報告する。 (後略)